



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可・4件(村づくり計画課) ..... 1
- 公共測量の実施の通知(道路管理課) ..... 2

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し(技術・建設業課) ..... 2
- 環境影響評価方法書の縦覧(道路街路課) ..... 4
- 環境影響評価方法書に係る説明会の開催(道路街路課) ..... 4

### 病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告 ..... 5
- 特定調達契約に係る公募型プロポーザル方式による手続開始についての公告(県立南部医療センター・こども医療センター) ..... 7

### 公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施・2件 ..... 8

## 告 示

### 沖縄県告示第295号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年8月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 うるま市与那城宮城島上原土地改良区
- 2 認可年月日 令和元年7月30日

### 沖縄県告示第296号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年8月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 うるま市与勝地下ダム土地改良区
- 2 認可年月日 令和元年7月30日

### 沖縄県告示第297号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年8月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 久米島町仲里土地改良区
- 2 認可年月日 令和元年7月30日

---

**沖縄県告示第298号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年8月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 石垣島土地改良区
- 2 認可年月日 令和元年7月30日

---

**沖縄県告示第299号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南風原町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 南風原町字津嘉山
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年8月9日から令和2年3月13日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

---

**公 告**

---

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和元年8月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 平成31年3月27日
- (2) 商号名 漢那塗装
- (3) 代表者名 漢那光男
- (4) 所在地 西原町字幸地415番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第4171号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年3月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成31年3月27日
- (2) 商号名 丸善建設株式会社
- (3) 代表者名 宮城靖
- (4) 所在地 宜野湾市志真志二丁目8番地5
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-27）第1683号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成31年3月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成31年3月27日
- (2) 商号名 有限会社丸金開発
- (3) 代表者名 金城和好
- (4) 所在地 大宜味村字津波1404番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第10122号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成31年3月14日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成31年3月27日  
(2) 商号名 株式会社大知建設  
(3) 代表者名 宮城裕一  
(4) 所在地 宜野湾市真栄原二丁目12番地3全島ビル1階  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第11994号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成31年3月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成31年3月29日  
(2) 商号名 沖縄杭打ちサービス  
(3) 代表者名 下里敏夫  
(4) 所在地 那覇市字小禄254番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第8597号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成31年3月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成31年4月5日  
(2) 商号名 知花工務店  
(3) 代表者名 知花典  
(4) 所在地 うるま市勝連南風原4082番地2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第12969号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成31年3月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成31年4月25日  
(2) 商号名 ムネ木工所  
(3) 代表者名 我那覇宗彦  
(4) 所在地 名護市字為又1219番地278  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第12141号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成31年4月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和元年5月9日  
(2) 商号名 菅沼工務店  
(3) 代表者名 菅沼正典  
(4) 所在地 恩納村仲泊1078番地6  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13083号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成31年4月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和元年5月22日  
(2) 商号名 ふくぎ建設  
(3) 代表者名 照屋幸一  
(4) 所在地 沖縄市泡瀬一丁目1番8号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第12714号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成31年4月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第5条第1項の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同条例第7条の規定により、次のとおり当該方法書を縦覧に供する。

令和元年8月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 沖縄県
  - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
  - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 (仮称)勝連半島南側道路整備事業
  - (2) 種類 道路の新設の事業
  - (3) 規模 延長 約6,100メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 うるま市勝連南風原、平安名、内間及び平敷屋
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 うるま市勝連
- 5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所
    - ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号
    - イ 沖縄県土木建築部中部土木事務所 沖縄市美原一丁目6番34号
    - ウ うるま市市民部環境課 うるま市みどり町一丁目1番1号
    - エ 南風原公民館 うるま市勝連南風原255番地
    - オ 平安名公民館 うるま市勝連平安名655番地1
    - カ 内間公民館 うるま市勝連内間980番地
    - キ 平敷屋公民館 うるま市勝連平敷屋4068番地
  - (2) 期間 令和元年8月9日から同年9月9日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
  - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 意見書の提出 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次に定めるところにより、意見書の提出により意見を述べることができる。
  - (1) 提出期限 令和元年9月24日の午後5時まで
  - (2) 提出先 5(1)の場所に持参又は5(1)ア若しくはイの場所に郵送すること。
  - (3) 記載事項 意見書には、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、方法書の名称並びに環境の保全の見地からの意見（日本語により記述し、意見の理由を含めること。）を記載すること。
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先 沖縄県土木建築部中部土木事務所計画調査班 電話番号098-894-6518

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第7条の2第1項の規定により、環境影響評価方法書の説明会を次のとおり開催する。

令和元年8月9日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 沖縄県
  - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
  - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 (仮称)勝連半島南側道路整備事業
  - (2) 種類 道路の新設の事業

- (3) 規模 延長 約6,100メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 うるま市勝連南風原、平安名、内間及び平敷屋
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 うるま市勝連
- 5 説明会の開催を予定する日時及び場所
  - (1) 日時 令和元年9月4日 午後7時から8時まで
  - (2) 場所 うるま市立勝連地区公民館（シビックセンター） うるま市勝連平安名3047番地
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び説明会に関する問合せ先 沖縄県土木建築部中部土木事務所計画調査班 電話番号098-894-6518

## 病院事業局事項

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和元年8月9日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 354,000リットル（予定）
  - (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間 令和元年10月1日から同月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
    - ア 次のいずれかに該当する者
      - (ア) 平成31年4月19日付け沖縄県公報定期第4737号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県病院事業局A重油供給業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
      - (イ) 令和元年5月17日付け沖縄県公報定期第4743号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県病院事業局A重油供給業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
    - イ 沖縄本島内に事業所を有する者
  - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県病院事業局ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/site/byoinjigyo/kenritsubyojin/index.html>）から様式をダウンロードして入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
  - (1) 時期 この公告の日から令和元年9月6日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県病院事業局病院事業経営課経営改善班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階） 電話番号098-866-2636
- 4 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 この公告の日から令和元年9月6日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県病院事業局病院事業経営課経営改善班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階） 電話番号098-866-2636 沖縄県病院事業局ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/site/byoinjigyo/kenritsubyojin/index.html>）
- 5 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 令和元年9月18日（水曜日）午前10時
  - (2) 場所 沖縄県庁4階第2会議室 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

- 6 入札保証金 見積る契約金額（単価契約にあつては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の総額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額）の100分の5以上の金額を令和元年9月17日（火曜日）午後5時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県病院事業管理者病院事業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があつた入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和元年9月6日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 4(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係りのない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県病院事業局病院事業経営課
  - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2636
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 令和元年9月17日（火曜日）午後5時  
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) JOB  
Okinawa Prefectural Hospital Bureau Supplying The A heavy oil For October
  - (2) PERIOD OF CONTRACT  
October 1, 2019 to October 31, 2019
  - (3) DATE FOR BID

September 18, 2019 10:00 a.m.

(4) CONTACT

Hospital Operations Management Division Hospital Bureau Okinawa Prefectural Government  
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 JAPAN  
Phone : 098-866-2636

沖縄県が発注する物品の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて、公募型プロポーザル方式による手続に付するので、次のとおり公告する。

令和元年8月9日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 小 濱 守 安

1 概要

(1) 調達物品名 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター重症部門システム

(2) 内容

- ア 重症部門システムの構築
- イ 重症部門システムの稼働に必要なハードウェア及びソフトウェアの納入設置
- ウ 重症部門システムの稼働に必要なスケジュール等の管理
- エ 令和元年度に更新予定の医療情報システムとの連携
- オ 重症部門システムの稼働に必要な電源、ネットワーク等の整備及び施工
- カ 情報セキュリティに必要なハードウェア及びソフトウェアの納入及び設定
- キ 重症部門システムの運用に必要な病院職員への研修の実施及び操作マニュアル等の作成
- ク 本格運用までの支援
- ケ その他沖縄県立南部医療センター・こども医療センターが必要とすること。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和2年3月31日まで

(4) 稼働予定日 令和2年2月1日

(5) 契約額の目安 441,416,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 納入場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

2 資格要件 プロポーザル参加表明書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) プロポーザル参加表明書を提出した日から契約締結日までの期間において、沖縄県から指名停止がなされていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団が実質的に支配する者又はこれに準ずる者として排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (5) 病床数300床以上の病院及び総合周産期母子医療センターを持つ病院において、重症部門システムを納品し、現に稼働している実績があることを証明した者であること。

3 選定審査及び契約 プロポーザル参加表明書により参加を表明した者に対し、企画提案書等の提出を求め、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター重症部門システム業者選定委員会において選定審査を行うものとする。選定審査の結果、最も評価点の高い者を優先交渉権者として決定し、協議が整えば契約を締結する。優先交渉権者と協議が整わない場合は、次に適切と判断した者と協議し、手続を進めるものとする。

4 手続等

(1) プロポーザル実施要領、プロポーザル提出書類作成要領及び仕様書（5(3)において「プロポーザル実施要領等」という。）の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 この公告の日から令和元年9月18日（水曜日）まで

イ 交付場所 (5)の場所及び沖縄県立南部医療センター・こども医療センターホームページ (<http://www.hosp.pref.okinawa.jp/nanbu/>)

- (2) プロポーザル参加表明書の提出期間及び提出方法
- ア 提出期間 この公告の日から令和元年9月11日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- イ 提出方法 (5)の場所に直接又は郵送（配達記録が残るものに限る。）により、提出するものとする。
- (3) 企画提案書等の提出期間及び提出方法
- ア 提出期間 この公告の日から令和元年9月18日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- イ 提出方法 (5)の場所に直接又は郵送（配達記録が残るものに限る。）により、提出するものとする。
- (4) 企画提案書等の選定審査を行う日時及び場所並びに審査結果
- ア 日時 令和元年9月20日（金曜日）午後を予定
- イ 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター内
- ウ 審査結果 令和元年9月下旬（予定）に書面にて通知する。
- (5) 手続等に関する問合せ先 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 〒901-1193  
沖縄県島尻郡南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123

## 5 その他

- (1) 手続等において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 提出書類の取扱い
- ア 提出書類は、返却しない。
- イ 提出書類は、本業務に関する目的以外に使用しない。
- (3) 手続及び業務の詳細は、プロポーザル実施要領等による。

## 6 Summary

- (1) Subject matter of the proposal : Construction work of Intensive Care Unit Support system for Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center
- (2) Time-limit to express interests : 5:00 p.m., 11 September, 2019  
Time-limit to submit the proposal : 5:00 p.m., 18 September, 2019
- (3) Contact : Administration Division Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center  
118-1 Arakawa, Haebaru Town, Okinawa, 901-1193 Japan  
Telephone 098-888-0123

# 公安委員会事項

## 沖縄県公安委員会告示第145号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年8月9日

沖縄県公安委員会

### 1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

### 2 講習期間等

- (1) 新規取得講習



区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	令和元年10月23日（水曜日）から同月30日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（令和元年10月30日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第4教室
	【考査】10月30日（水曜日）	午後4時20分から午後6時まで	

## (2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	令和元年10月28日（月曜日）から同月30日（水曜日）まで	午前9時から午後5時まで（令和元年10月30日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 第4教室
	【考査】10月30日（水曜日）	午後4時20分から午後4時55分まで	

## 3 受講定員

(1) 新規取得講習 30人

(2) 追加取得講習 10人

## 4 受講対象者

(1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第1号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

## 5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通

## (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

## ア 新規取得講習

- (ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し
- (ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し
- (オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

## イ 追加取得講習

- (ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し
- (オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

## 6 受講申込手続等

- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和元年8月19日（月曜日）から同月23日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

## (2) 提出先

- ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の居住地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料47,000円又は追加取得講習手数料23,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

## 7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

## 8 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号 (098) 862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

## 沖縄県公安委員会告示第146号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年8月9日

沖縄県公安委員会

## 1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

(2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	令和元年10月23日（水曜日）から同月29日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	午前9時から午後5時まで（令和元年10月29日にあつては、午前10時45分まで）	那覇市西3丁目14番1号那覇地域職業訓練センター第4教室（令和元年10月28日及び29日にあつては、第2教室）
	【考査】10月29日（火曜日）	午前11時10分から午後零時50分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	令和元年10月28日（月曜日）及び29日（火曜日）	午前9時から午後5時まで（令和元年10月29日にあつては、午前10時45分まで）	那覇市西3丁目14番1号那覇地域職業訓練センター第2教室
	【考査】10月29日（火曜日）	午前11時10分から午前11時45分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 10人
- (2) 追加取得講習 10人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第4号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
  - ア 新規取得講習 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
  - イ 追加取得講習 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

- (1) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、令和元年8月19日（月曜日）から同月23日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
  - ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
  - イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料34,000円又は追加取得講習手数料10,000円は、沖縄県証紙により、

受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032又は3033) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課 (係)

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---